

宮津市公報

令和5年12月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

告 示

107 宮津市議会定例会の招集	1
108 介護保険事業者（指定地域密着型サービス事業者）の指定	1
109 宮津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種助成金交付要綱	1

公 告

51 令和5年度宮津市職員採用試験【後期試験】第1次試験の合格者	2
52 条件付一般競争入札	3
53 農用地利用集積等促進計画の縦覧	5
54 農用地利用集積計画の縦覧	6
55 条件付一般競争入札	6
56 条件付一般競争入札	11
57 条件付一般競争入札	16
58 令和5年度宮津市職員採用試験【後期試験】第2次試験の合格者	21

水 道 企 業

《上下水道告示》

9 宮津市指定給水装置工事事業者の指定	21
10 宮津市下水道排水設備指定工事事業者の指定	22
11 宮津市下水道排水設備指定工事事業者の異動	22

教 育 委 員 会

《告 示》

16 宮津市教育委員会定例会の招集	22
-------------------	----

選 挙 管 理 委 員 会

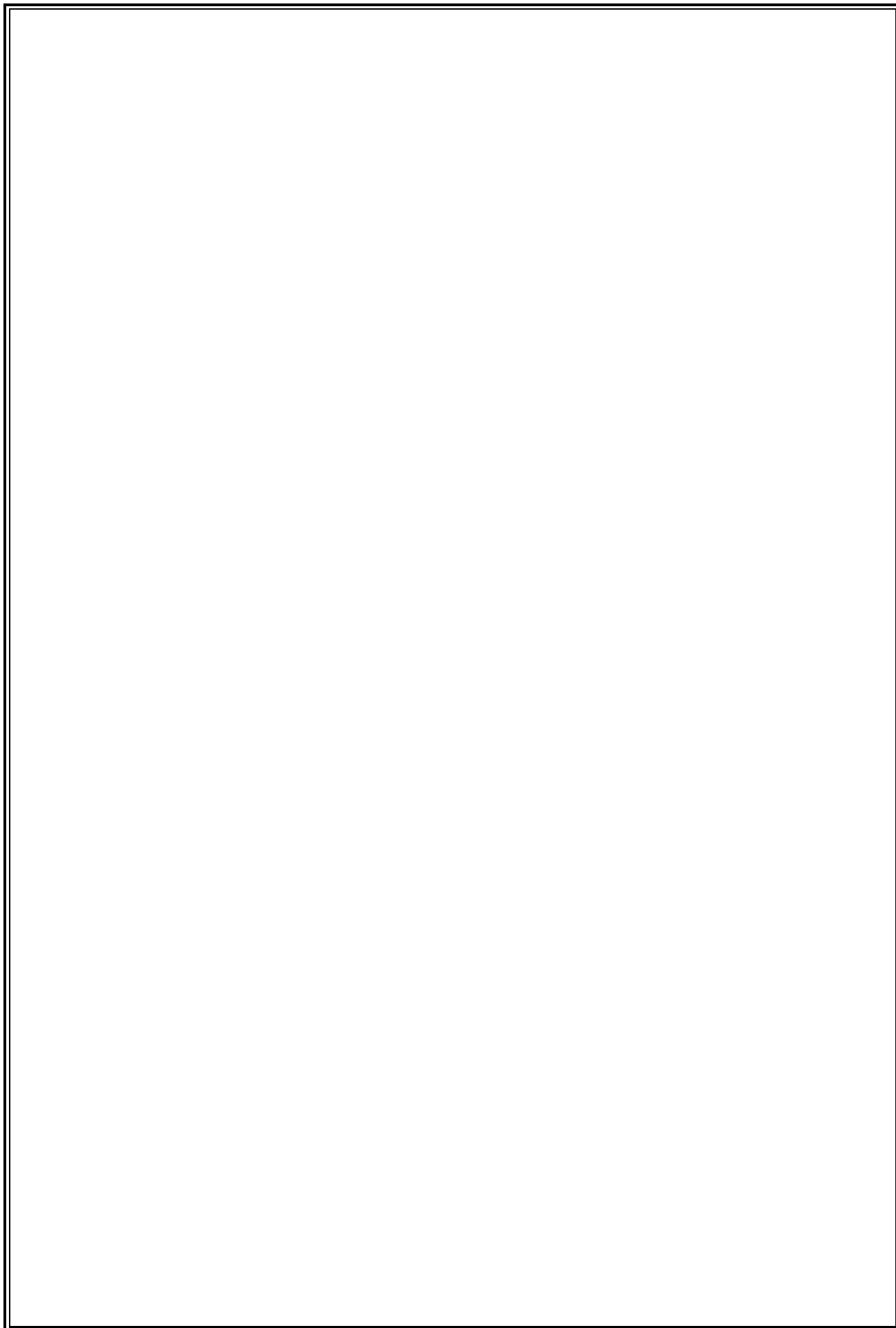
《告 示》

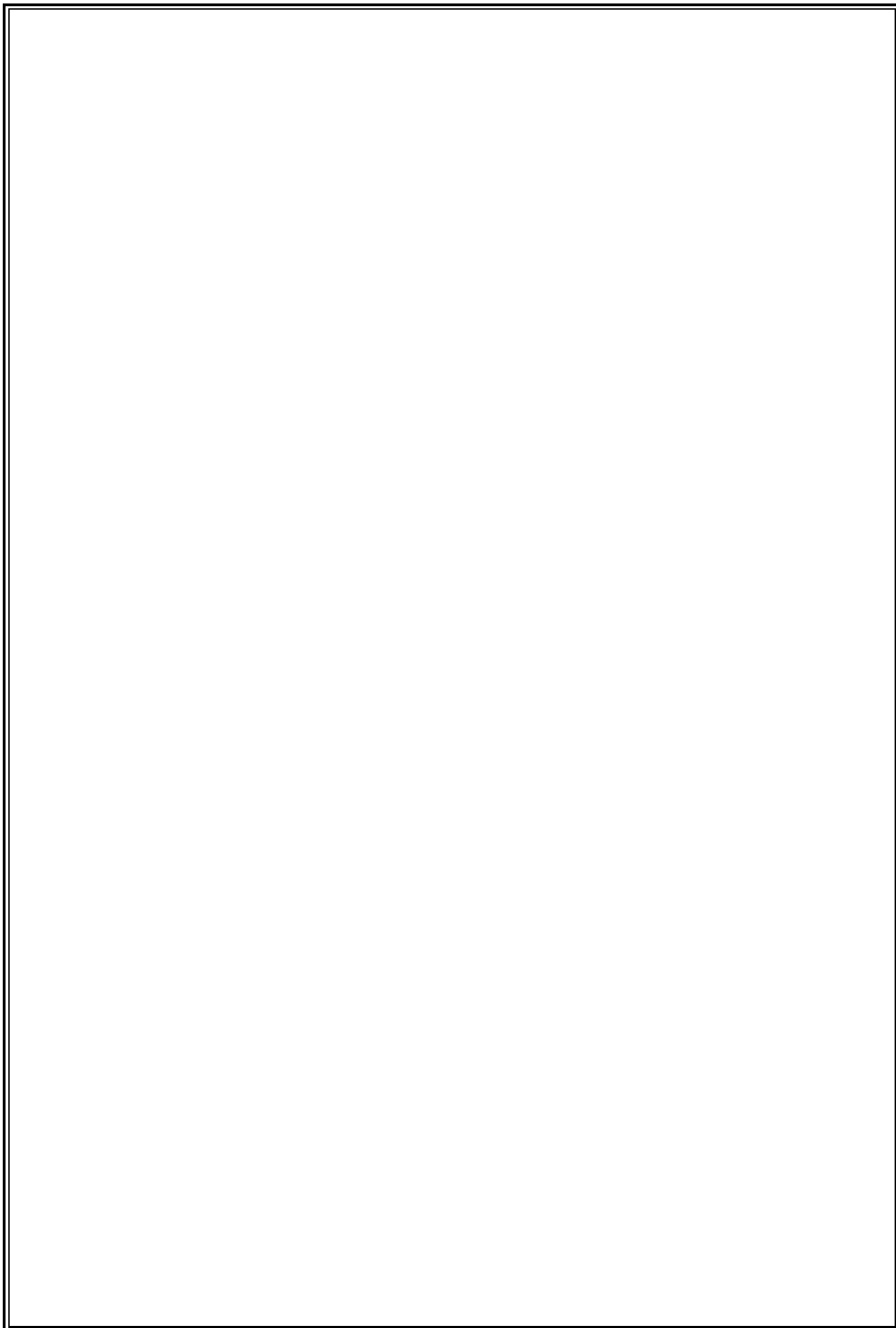
28 有権者総数の50分の1の数	23
29 有権者総数の3分の1の数	23
30 有権者総数の6分の1の数	23

農 業 委 員 会

《告 示》

13 宮津市農業委員会定例総会の招集	23
--------------------	----





告 示

宮津市告示第107号

令和 5 年第 6 回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 5 年11月21日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 期 日 令和 5 年11月28日

2 場 所 宮津市議会議事堂

＊ ＊ ＊

宮津市告示第108号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第42条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定した。

令和 5 年 9 月26日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 介護保険事業所番号 2692000132

2 事業所の名称 看護小規模多機能施設 しずちゃんハウス

3 事業所の所在地 京都府与謝郡与謝野町字弓木 1 番

4 事業者の名称 合同会社松本リハビリ研究所

代表社員 松本 泰子

5 主たる事務所の所在地 京都府与謝郡与謝野町字明石1502番 1 号

6 指定年月日 令和 5 年12月 1 日

7 サービス事業の種類 看護小規模多機能型居宅介護

＊ ＊ ＊

宮津市告示第109号

宮津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種助成金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年11月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種助成金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 市長は、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）の積極的勧奨の差控えにより、予防接種法（昭和23年法律第68号）第 5 条第 1 項に規定する予防接種（以下「定期接種」という。）の機会を逃した平成 9 年 4 月 2 日から平成17年 4 月 1 日までの間に生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎてヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種を受けたものに対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付する。

（助成対象者）

第 2 条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、令和 4 年 4 月 1 日時点で本市に住所を有する者で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において 3 回の接種を完了していない者
- (2) 17歳となる日の属する年度の初日から令和 3 年度の末日までに日本国内の医療機関で組換え沈降 2 価 HPV ワクチン又は組換え沈降 4 価 HPV ワクチンの任意接種を受け、実費を負担した者
- (3) 助成金の交付を受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第 1 条の 3 第 1 項の表中ヒトパピローマウイルス感染症の項

下欄第2号に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種をいう。)を受けていない者

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた者に対し、助成金を交付することができる。

(助成金の額等)

第3条 ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種1回当たりの助成金の額(以下「助成金の額」という。)は、前条第1項第2号の実費に相当する額(当該接種に要した交通費、宿泊費、次条に掲げる書類の発行に要した文書料等を除く。)と市長が別に定める額(申請日の属する年度における宮津市と宮津与謝医師会との間で締結した基準委託単価。以下「基準額」という。)のいずれか少ない方の額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が次条第1項第1号に掲げる書類を提出しない場合における助成金の額は、基準額とする。

(交付申請)

第4条 申請者は、宮津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種助成金交付申請書(以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1項第2号の実費を支払った事実、その額及び接種回数を証明できる書類の原本
(2) 申請者の接種記録が確認できる母子健康手帳、予防接種済証若しくは接種済みの記載がある予診票等の写し又は宮津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種助成金交付申請用証明書

(申請期限)

第5条 助成金の交付の申請期限は、令和7年3月31日とする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、助成金の交付を受けた者が偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けた場合又はこの要綱の規定に違反したと認められる場合は、助成金の全部又は一部の返還をさせることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

公 告

宮津市公告第51号

令和5年度宮津市職員採用試験【後期試験】第1次試験に合格した者の受験番号及び第2次試験の実施要領は、次のとおりである。

令和5年11月6日

宮津市長 城 崎 雅 文

第1次試験に合格した者の受験番号

F1002 F1101 F1102 F1103 F1104

G2101 G2102

I4001 J5101

第2次試験の実施要領

- 1 個別面接

- (1) 日時 令和 5 年 11 月 16 日 (木)
 (2) 方法 オンライン (Z o o m)

* * *

宮津市公告第 52 号

条件付一般競争入札の実施について

宮津ターミナルセンター改修工事について、次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び宮津市財務規則（昭和 40 年規則第 13 号）第 104 条の規定により公告する。

令和 5 年 11 月 10 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 宮津ターミナルセンター改修工事
 (2) 工事番号 宮企第 1 号
 (3) 工事場所 宮津市字鶴賀地内
 (4) 工事概要 既存宮津ターミナルセンター改修
 ①待合室改修工事（275㎡）
 ②長寿命化改修工事
 (5) 工事期間 契約日の翌日から令和 6 年 6 月 6 日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担当部署 宮津市企画財政部財政課（資産活用係）
 宮津市役所別館 1 階
 郵便番号 626-8501
 所 在 地 京都府宮津市字柳縄手 345 番地の 1
 電話番号 0772-45-1611
 ファックス番号 0772-25-1691
 E-mail zaisei@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 宮津市における令和 5 年度建設工事指名登録業者で、建築一式工事において A 等級を有する者
 (2) 次のアからキにすべて該当する者
 ア 許可の種類 建築一式工事業に係る特定建設業の許可
 イ 許可業種 建築一式工事
 ウ 認定等級 II 等級以上（京都府における令和 5 年度建設工事の入札参加資格）
 エ 総合評定値 直近 800 点以上（建築一式工事に係る経営事項審査に基づく総合評定値 P）
 オ 営業所所在地 京都府全域（丹後、中丹東、中丹西、南丹、京都、乙訓、山城北、山城南）
 の土木事務所管内に主たる営業所を置く者及び近畿圏（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県）に主たる営業所を置く者
 カ 配置予定技術者 主任技術者として「建築一式工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できること。

キ その他 「条件付一般競争入札実施要領」第 3 条第 1 項に示す事項のとおり。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式 1）
 (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料
 ア 3 に掲げる建設業許可証明書の写し
 イ 経営事項審査結果通知書の写し（最新のものを含む直近 3 か年分）
 ウ 配置予定技術者調書（別記様式 3）

3 に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が条件付一般競争入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全て

の候補者について条件を満足していなければならない。

また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。

この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

エ 確認資料

次に掲げる書類を提出すること。

(ア) ウの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し

5 入札手続等

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間

令和5年11月10日(金)から令和5年11月30日(木)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日及び日曜日を除く。)

※申請書等は、京都府入札情報公開システムに掲載する。

(2) 設計図書等の閲覧期間

令和5年11月10日(金)から令和5年12月4日(月)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

閲覧場所 2に示す担当課に同じ

※設計図書等は、京都府入札情報公開システムに掲載する。

(3) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付

令和5年11月13日(月)から令和5年11月22日(水)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日及び日曜日を除く。)

ただし、郵送の場合は令和5年11月22日(水)の午後4時までに必着とする。

(4) 質問の受付

設計図書等に関する質問

令和5年11月24日(金)まで

ただし、郵送の場合は令和5年11月24日(金)の午後4時までに必着とする。

(5) 回答の閲覧

設計図書等に関する回答

令和5年12月1日(金)までに京都府入札情報公開システムに掲載する。

※申請書、入札等に関する質問は、随時口頭により回答する。

(6) 入札日時

電子入札による執行とする。(紙入札方式可)

入札書は、原則として令和5年12月5日(火)午前9時から午後6時までに提出すること。

令和5年12月6日(水)は予備日とするので、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(午後2時まで)

(7) 開札日時

令和5年12月7日(木)午前9時

(8) その他

入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

6 入札参加資格の確認

条件付一般競争入札参加資格確認申請書を受け付けた後、入札参加者資格の有無を確認し、別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができないものとする。

(1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 入札の方法等

(1) 入札の執行回数は1回とする。

- (2) 入札金額は「千円止め」とする。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、無効又は失格とする。
- ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - イ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。
 - ウ 紙入札方式によって、同一人にして同じ入札に2以上の入札をしたとき。
 - エ 紙入札方式によって、金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。
 - オ 最低制限価格未満の価格で入札したとき。
 - カ 事前公表した予定価格を超える価格で入札したとき。
 - キ その他入札条件に違反したとき。
- 9 落札者の決定方法
- 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。
- ただし、最低制限価格未満の価格で入札した者は失格とする。
- 10 予定価格
- 予定価格は、64,845,000円（消費税含む。）とする。
- 11 最低制限価格
- 最低制限価格を設定している。
- 12 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (1) 入札保証金については、免除とする。
- (2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付に代えて、その保証を付さなければならない。
- 13 支払条件
- (1) 前払金
- 請負代金の額の4割以内とする。
- （中間前金払として、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、請負代金の額の2割以内で前払金を追加できる。）
- (2) 部分払
- 部分払いは3回とする。
- 14 その他
- (1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。
- (2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。
- ※技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

* * *

宮津市公告第53号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第5項の規定により認可したので、同条第7項の規定により公告し、当該計画を次のとおり縦覧に供します。

令和5年11月20日

宮津市長 城崎雅文

- 1 農用地利用集積等促進計画の縦覧期間
- 自 令和5年11月20日

至 令和 5 年 12 月 8 日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館 1 階）

＊ ＊ ＊

宮津市公告第 54 号

改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により令和 5 年度農用地利用集積計画（令和 5 年 11 月 20 日付け宮農委第 48 号通知分）を定めたので、改正前の同法第 19 条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和 5 年 11 月 20 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和 5 年 11 月 20 日

至 令和 5 年 12 月 8 日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館 1 階）

＊ ＊ ＊

宮津市公告第 55 号

市有土地建物（旧互助会館）売払について、次のとおり条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び宮津市財務規則（昭和 40 年規則第 13 号）第 104 条の規定により公告する。

令和 5 年 11 月 22 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 入札に付する事項

(1) 売払物件

【土地】

所在	地番	地目	地積
宮津市字魚屋	907 番 1	宅地	65.98㎡
	908 番	宅地	176.34㎡
	909 番	宅地	179.65㎡
合計			421.97㎡

【建物】

所在	家屋番号	種類	構造	床面積	
宮津市字魚屋	907 番 1	(主たる建物) 営業所	木造瓦葺 2 階建	1 階	34.71㎡
		(附属建物 1) 居宅	木造瓦葺 2 階建	2 階	36.69㎡
				1 階	135.20㎡
		(附属建物 2) 物置	木造瓦葺平家建	2 階	37.02㎡
					27.76㎡
		(附属建物 3) 倉庫	木造瓦葺 2 階建	1 階	28.76㎡
				2 階	28.76㎡

(2) 予定価格(最低売却価格) 660,000円

※上記価格は、建物の解体撤去費（アスベスト処分費含む。）相当額を減額しています。

(3) 売払に関する条件等

ア 上記土地に定着する構造物、埋設物等一切のものを売り払い、所有権移転時に現状有姿での

引渡しとします。

イ 建物は、登記簿面積と実測面積が異なることに留意してください。

ウ 契約締結日から起算して3年以内に、落札者の負担において、建物のうち附属建物3（倉庫）を解体してください。なお、解体するまでの間、近隣住民に迷惑がかからないよう適切に維持管理を行うこととし、解体工事に当たっては、隣接住民が所有する建物の補修等の了解を得た上で施工してください。

エ 建物は築年不詳ですが、市が昭和22年に寄附受納している物件であり、少なくとも築72年は経過しています。

オ 建物（営業所）及び建物（居宅）の一部にアスベスト含有部材が含まれていることに留意してください。なお、市が調査したアスベスト含有調査の資料は、契約時に落札者へ引き渡すものとします。

カ 入札後において、数量の増減又はかしの発見による売買代金の変更、損害賠償の請求又は契約の解除の申出はできないものとします。

キ 売払物件に係る法的規制、現況その他必要な事項は、各自で調査してください。

ク 別紙「物件調書」をよく確認してください。

2 売払物件の用途指定

契約締結日から起算して3年以内に、居住用途に供することとし、10年間はこれを変更してはならない（買戻し特約の設定）。ただし、建物貸付及び宅地分譲を目的とする場合は、居住用途に供することを条件に、人居者及び買受人の募集開始を3年以内に行わなければならない。

3 入札参加資格要件

次の(1)から(7)までの要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした日から2年を経過していない者

イ 市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した日から2年を経過していない者

ウ 落札者が市との契約を締結するごと、又は市の契約者が契約を履行することを妨げた日から2年を経過していない者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による、市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた日から2年を経過していない者

オ 正当な理由がなく、市との契約を履行しなかった日から2年を経過していない者

カ アからオまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 宮津市暴力団排除条例(平成24年条例第20号)に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当しない者であること。

(4) 前号の暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。

(5) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づく破壊的団体及び当該団体の役員及び構成員でないこと。

(6) 地方自治法第238条の3に定められた公有財産に関する事務に従事する者でないこと。

(7) 法人又はその代表者(個人にあっては当該個人)が次に掲げる税を滞納していない者

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市税

4 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者は、次により参加申込みをしてください。

- (1) 受付期間 令和6年1月29日(月)から令和6年2月7日(水)までの午前9時から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- (2) 受付場所 宮津市企画財政部財政課資産活用係
- (3) 提出書類

ア 入札参加申込書(入札参加証) ※受付印が押印されたもの入札参加証とします。

イ 誓約書

ウ 郵送による申込みの場合は、配達証明で郵送してください(受付期間内に宮津市企画財政部財政課資産活用係要必着)。なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものは、受付ができません。

5 売払物件の現地案内

令和5年11月27日(月)から令和6年1月26日(金)までの午前9時から午後5時まで行いますので、希望日の前日までに申し込んでください。(ただし、現地案内日と申込日は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の閉庁日を除く。)

6 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年2月14日(水) 午前10時
※受付を午前9時30分から午前9時50分までに行ってください。
- (2) 場所 宮津市役所 本館南棟1階 第2会議室

7 入札保証金

- (1) 入札保証金は、市の発行する納入通知書により、入札金の100分の5以上の額(円未満切上げ)を入札までに納入してください。
- (2) 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後速やかに返還します。
- (3) 入札保証金は、契約保証金に充当するものとします。
- (4) 落札者が本契約を締結しないとき(落札後、本実施要項「3 入札参加資格要件」中各号に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。)は、地方自治法第234条第4項の規定により、入札保証金は市に帰属し、返還しません。
- (5) 入札保証金には、利子は付与しません。

8 入札日に持参するもの

- (1) 入札参加申込書(入札参加証) ※受付印があるもの
- (2) 入札保証金(入札金額の100分の5以上の額(円未満切上げ))領収書
- (3) 印鑑
個人の場合は認印。法人の場合は代表者印。なお、代理人が入札をする場合は、委任状の「代理人使用印」の欄に押印している印鑑を使用してください。
- (4) 委任状(代理人が入札する場合のみ)
委任状に所定の事項を記入し、入札申込者本人の登録印鑑を押印してください。
入札申込者本人の印鑑登録証明書(本入札日前3か月以内に発行されたもの)を添付してください。
- (5) 筆記用具(黒の万年筆又はボールペン)

9 入札の方法

- (1) 入札は指定の日時に入札会場において入札参加受付を完了し、入札参加資格が確認できた者(以下「入札者」という。)のみによって行います。
- (2) 入札の受付は、午前9時30分から午前9時50分までとします。
- (3) 入札会場に入室できる者は、2名までとします。
- (4) 入札者は、入札前に入札保証金を預けなければなりません。

- (5) 入札書は、市指定の入札用紙を使用してください。
- (6) 入札書には、入札者の住所、氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所、氏名）を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状の「代理人使用印」の欄に押印したもの）を必ず押印してください。
- (7) 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」記号を記入してください。
- (8) 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状を提出しなければなりません。
- (9) 入札者は、入札書の提出後は、その入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。入札書の提出前に入札書の記載に誤りを発見し、訂正しようとするときは、入札用紙の再交付を受けてください。

（特に金額については、いかなる訂正であってもその入札書については無効とします。）

- (10) 入札書は、封筒に封入して封印し、係員の指示により提出してください。

10 開札

開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとに行います。

11 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、市の定めた予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができません。

12 入札結果の公表

開札の結果、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を入札者に知らせるものとします。

13 入札の変更等

- (1) 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、又は中止することがあります。
- (2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。

(3) 入札書の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 入札に参加する資格のない者の入札、又は委任状を提出していない代理人の入札
- イ 指定の時刻に入札書を提出しなかった入札
- ウ 所定の入札書によらない入札
- エ 入札保証金を預けていない者の入札
- オ 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札
- カ 予定価格を下回る額の入札
- キ 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- ク 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- ケ 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札
- コ 入札金額を訂正した入札
- サ 入札者又は代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- シ 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- ス 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- セ 本入札実施要項に違反した入札

14 契約の締結

- (1) 市と落札者との売買契約は、落札の決定の日の翌日から7日以内に、宮津市企画財政部財政課資産活用係において、別紙「建物解体条件付土地建物売買契約書」により仮契約を締結し、その後、宮津市議会の議決を得たときに、本契約として効力を発生するものとします。
- (2) 売買代金の支払日については、前号の契約締結後、市が発行する納付書の納入通知日から14日以内とします。
- (3) 落札者は、契約保証金を本契約の締結日までに市に納付しなければなりません。なお、この場合において、入札保証金は契約保証金の一部に、契約保証金は売買代金の一部に充当するものとします。

15 契約保証金

- (1) 契約保証金の額は、売買代金の100分の10に相当する額(円未満切上げ)とします。
- (2) 契約保証金は、売買代金の一部に充当するものとします。
- (3) 落札者の契約不履行を理由に市が契約を解除した場合は、契約保証金は市に帰属し、返還しないものとします。
- (4) 契約保証金には、利子は付与しません。

16 所有権の移転時期

- (1) 売払物件の所有権移転は、売買代金の支払が完了したときとし、登記原因日は、契約締結日とします。
- (2) 売払物件は、売買代金の支払が完了したとき、何らの手続を要しないで現状有姿のまま引き渡すものとします。
- (3) 前号の所有権移転登記に要する費用は、落札者の負担とします。

17 損害賠償

落札者の契約不履行を理由に市が契約を解除した場合において、これにより発生した損害額が契約保証金の額を超えるときは、契約保証金の帰属にかかわらず、市は更にその超える額相当分の請求をすることがあります。

18 危険負担

この契約締結の日から売払物件の引渡しの日までにおいて、市の責めに帰すことのできない事由により、売払物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者が負担するものとします。

19 契約不適合責任

- (1) この契約の締結後に、売払物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。
- (2) 買受者が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者に該当する場合には、前号の規定にかかわらず、買受人は修補によってのみ履行の追完を請求することができるものとします。

20 契約上の特約

- (1) 落札者は、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売払物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売払物件を第三者に貸してはいけません。
- (2) 落札者は、第三者に売払物件の所有権を移転し、又は権利(抵当権を除く。)を設定する場合には、前号の義務を書面により承継させ、当該第三者に対して当該義務を履行させなければなりません。

(3) 契約締結の日から起算して10年間の買戻特約を設定し、同特約の登記を行います。その登記費用は、落札者の負担とします。

(4) 契約締結の日から起算して10年間は、第三者に売り払い物件の所有権を移転し、又は権利（抵当権を除く。）を設定することはできません。ただし、本実施要項の2に規定する用途指定に必要な場合は除きます。

21 違約金

落札者は、本実施要項に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30の額を市に支払わなければなりません。

22 権利義務譲渡の禁止

落札者は、売払物件の所有権移転登記前に、売払物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができません。

23 公租公課等

売払物件の売買契約作成に要する印紙税、売払物件の所有権移転に係る不動産登記に要する登録免許税及び所有権移転登記完了後の公租公課等は、落札者の負担とします。

24 遵守事項

入札者は、本実施要項のほか、入札方法等の指示事項及び売払物件の活用にあたっては、法令等の規制を必ず遵守しなければなりません。

25 その他

その他入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び宮津市財務規則に定めるところによります。

26 日程

募集要項の配布	令和5年11月22日（火）～ 令和6年2月7日（水）
現地見学	令和5年11月27日（月）～ 令和6年1月26日（金）
申込書類の受付期間	令和6年1月29日（月）～ 令和6年2月7日（水）
入札実施	令和6年2月14日（水）
契約保証金の納付 土地売買契約の仮締結	令和6年2月下旬
議決、本契約	令和6年3月下旬
土地売買代金納入	令和6年3月下旬
土地所有権移転等登記	令和6年3月下旬

27 入札に関する問合せ先・郵送先

〒626-8501 宮津市字柳縄手345-1

宮津市企画財政部財政課資産活用係

電話 0772-45-1611

* * *

宮津市公告第56号

市有地（惣宅地ほか）売払について、次のとおり条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

令和5年11月22日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 入札に付する事項

(1) 売払物件

【土地】

物件名称	所在地	地目	地積
惣宅地	字惣子字左惣鼻427番 3	宅地	186.28㎡
	字惣子字左惣鼻427番 7	雑種地	4.30㎡
	字惣子字打越シ432番13	原野	4.37㎡
喜多宅地	字喜多子字禮場1291番 3	宅地	133.86㎡

(2) 予定価格（最低売却価格）

物件名称	予定価格
惣宅地	2,160,000円
喜多宅地	1,410,000円

(3) 売払に関する条件等

ア 上記土地に定着する構造物、埋設物等一切のものを売り払い、所有権移転時に現状有姿での引渡しとします。

イ 入札後において、数量の増減又はかしの発見による売買代金の変更、損害賠償の請求又は契約の解除の申出はできないものとします。

ウ 売払物件に係る法的規制、現況その他必要な事項は、各自で調査してください。

エ 別紙「物件調書」をよく確認してください。

2 売払物件の用途指定

契約締結日から起算して3年以内に、入札参加者自らが居住用途に供することとし、10年間はこれを変更してはならない(買戻し特約の設定)。

3 入札参加資格要件

次の(1)から(7)までの要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした日から2年を経過していない者

イ 市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した日から2年を経過していない者

ウ 落札者が市との契約を締結すると、又は市の契約者が契約を履行することを妨げた日から2年を経過していない者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による、市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた日から2年を経過していない者

オ 正当な理由がなく、市との契約を履行しなかった日から2年を経過していない者

カ アからオまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 宮津市暴力団排除条例(平成24年条例第20号)に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当しない者であること。

(4) 前号の暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。

(5) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づく破壊的団体及び当該団体の役員及び構成員でないこと。

(6) 地方自治法第238条の3に定められた公有財産に関する事務に従事する者でないこと。

(7) 法人又はその代表者(個人にあっては当該個人)が次に掲げる税を滞納していない者

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市税

4 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者は、次により参加申込みをしてください。

- (1) 受付期間 令和 6 年 1 月 29 日 (月) から令和 6 年 2 月 7 日 (水) までの午前 9 時から午後 5 時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

- (2) 受付場所 宮津市企画財政部財政課資産活用係

- (3) 提出書類

ア 入札参加申込書(入札参加証) ※受付印が押印されたもの入札参加証とします。

イ 誓約書

ウ 郵送による申込みの場合は、配達証明で郵送してください(受付期間内に宮津市企画財政部財政課資産活用係要必着)。なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものは、受付ができません。

5 売払物件の現地案内

令和 5 年 11 月 27 日 (月) から令和 6 年 1 月 26 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時まで行いますので、希望日の前日までに申し込んでください。(ただし、現地案内日と申込日は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の閉庁日を除く。)

6 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和 6 年 2 月 14 日 (水) 午前 10 時

※受付を午前 9 時 30 分から午前 9 時 50 分までに行ってください。

- (2) 場所 宮津市役所 本館南棟 1 階 第 2 会議室

7 入札保証金

- (1) 入札保証金は、市の発行する納入通知書により、入札金の 100 分の 5 以上の額(円未満切上げ)を入札までに納入してください。

- (2) 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後速やかに返還します。

- (3) 入札保証金は、契約保証金に充当するものとします。

- (4) 落札者が本契約を締結しないとき(落札後、本実施要項「3 入札参加資格要件」中各号に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。)は、地方自治法第 234 条第 4 項の規定により、入札保証金は市に帰属し、返還しません。

- (5) 入札保証金には、利子は付与しません。

8 入札日に持参するもの

- (1) 入札参加申込書(入札参加証) ※受付印があるもの

- (2) 入札保証金(入札金額の 110 分の 5 以上の額(円未満切上げ))領収書

- (3) 印鑑

個人の場合は認印。法人の場合は代表者印。なお、代理人が入札をする場合は、委任状の「代理人使用印」の欄に押印している印鑑を使用してください。

- (4) 委任状(代理人が入札する場合のみ)

委任状に所定の事項を記入し、入札申込者本人の登録印鑑を押印してください。

入札申込者本人の印鑑登録証明書(本入札日前 3 か月以内に発行されたもの)を添付してください。

- (5) 筆記用具(黒の万年筆又はボールペン)

9 入札の方法

- (1) 入札は指定の日時に入札会場において入札参加受付を完了し、入札参加資格が確認できた者(以下「入札者」という。)のみによって行います。

- (2) 入札の受付は、午前 9 時 30 分から午前 9 時 50 分までとします。

- (3) 入札会場に入室できる者は、2 名までとします。

- (4) 入札者は、入札前に入札保証金を預けなければなりません。

- (5) 入札書は、市指定の入札用紙を使用してください。

- (6) 入札書には、入札者の住所、氏名(代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所、氏名)を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑(委任状の「代理人使用印」の欄に押印したもの)を必ず押印してください。
- (7) 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」記号を記入してください。
- (8) 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状を提出しなければなりません。
- (9) 入札者は、入札書の提出後は、その入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。入札書の提出前に入札書の記載に誤りを発見し、訂正しようとするときは、入札用紙の再交付を受けてください。
- (特に金額については、いかなる訂正であってもその入札書については無効とします。)

(10) 入札書は、封筒に封入して封印し、係員の指示により提出してください。

10 開札

開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとに行います。

11 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、市の定めた予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができません。

12 入札結果の公表

開札の結果、落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を入札者に知らせるものとします。

13 入札の変更等

- (1) 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、又は中止することがあります。
- (2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。
- (3) 入札書の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者の入札、又は委任状を提出していない代理人の入札

イ 指定の時刻に入札書を提出しなかった入札

ウ 所定の入札書によらない入札

エ 入札保証金を預けていない者の入札

オ 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札

カ 予定価格を下回る額の入札

キ 入札者又はその代理人の記名押印がない入札

ク 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札

ケ 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札

コ 入札金額を訂正した入札

サ 入札者又は代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした場合のその全部の入札

シ 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札

ス 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

セ 本入札実施要項に違反した入札

14 契約の締結

- (1) 市と落札者との売買契約は、落札の決定の日の翌日から7日以内に、宮津市企画財政部財政課

資産活用係において、別紙「土地建物売買契約書」により仮契約を締結し、その後、宮津市議会の議決を得たときに、本契約として効力を発生するものとします。

(2) 売買代金の支払日については、前号の契約締結後、市が発行する納付書の納入通知日から14日以内とします。

(3) 落札者は、契約保証金を本契約の締結日までに市に納付しなければなりません。なお、この場合において、入札保証金は契約保証金の一部に、契約保証金は売買代金の一部に充当するものとします。

15 契約保証金

(1) 契約保証金の額は、売買代金の100分の10に相当する額(円未満切上げ)とします。

(2) 契約保証金は、売買代金の一部に充当するものとします。

(3) 落札者の契約不履行を理由に市が契約を解除した場合は、契約保証金は市に帰属し、返還しないものとします。

(4) 契約保証金には、利子は付与しません。

16 所有権の移転時期

(1) 売払物件の所有権移転は、売買代金の支払が完了したときとし、登記原因日は、契約締結日とします。

(2) 売払物件は、売買代金の支払が完了したとき、何らの手続を要しないで現状有姿のまま引き渡すものとします。

(3) 前号の所有権移転登記に要する費用は、落札者の負担とします。

17 損害賠償

落札者の契約不履行を理由に市が契約を解除した場合において、これにより発生した損害額が契約保証金の額を超えるときは、契約保証金の帰属にかかわらず、市は更にその超える額相当分の請求をすることがあります。

18 危険負担

この契約締結の日から売払物件の引渡しの日までにおいて、市の責めに帰すことのできない事由により、売払物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者が負担するものとします。

19 契約不適合責任

(1) この契約の締結後に、売払物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

(2) 買受者が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者に該当する場合には、前号の規定にかかわらず、買受人は修補によってのみ履行の追完を請求することができるものとします。

20 契約上の特約

(1) 落札者は、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売払物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売払物件を第三者に貸してはいけません。

(2) 落札者は、第三者に売払物件の所有権を移転し、又は権利(抵当権を除く。)を設定する場合には、前号の義務を書面により承継させ、当該第三者に対して当該義務を履行させなければなりません。

(3) 契約締結の日から起算して10年間の売買特約を設定し、同特約の登記を行います。その登記費

用は、落札者の負担とします。

- (4) 契約締結の日から起算して10年間は、第三者に売り払い物件の所有権を移転し、又は権利（抵当権を除く。）を設定することはできません。

21 違約金

落札者は、本実施要項に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30の額を市に支払わなければなりません。

22 権利義務譲渡の禁止

落札者は、売払物件の所有権移転登記前に、売払物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができません。

23 公租公課等

売払物件の売買契約作成に要する印紙税、売払物件の所有権移転に係る不動産登記に要する登録免許税及び所有権移転登記完了後の公租公課等は、落札者の負担とします。

24 遵守事項

入札者は、本実施要項のほか、入札方法等の指示事項及び売払物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず遵守しなければなりません。

25 その他

その他入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び宮津市財務規則に定めるところによります。

26 日程

募集要項の配布	令和5年11月22日（火）～ 令和6年2月7日（水）
現地見学	令和5年11月27日（月）～ 令和6年1月26日（金）
申込書類の受付期間	令和6年1月29日（月）～ 令和6年2月7日（水）
入札実施	令和6年2月14日（水）
契約保証金の納付 土地売買契約の仮締結	令和6年2月下旬
議決、本契約	令和6年3月下旬
土地売買代金納入	令和6年3月下旬
土地所有権移転等登記	令和6年3月下旬

27 入札に関する問合せ先・郵送先

〒626-8501 宮津市字柳縄手345-1
宮津市企画財政部財政課資産活用係
電話 0772-45-1611

* * *

宮津市公告第57号

市有地（須津商業地）売払について、次のとおり条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

令和5年11月22日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 入札に付する事項

(1) 売払物件

【土地】

物件名称	所在地	地目	地積
須津商業地	宮津市字須津2665番19	宅地	236.90㎡

(2) 予定価格（最低売却価格） 5,710,000円

(3) 売払に関する条件等

ア 上記土地に定着する構造物、埋設物等一切のものを売り払い、所有権移転時に現状有姿での引渡しとします。

イ 入札後において、数量の増減又はかしの発見による売買代金の変更、損害賠償の請求又は契約の解除の申出はできないものとします。

ウ 利用用途は、商業目的での活用に限るものとします。

エ 売払物件に係る法的規制、現況その他必要な事項は、各自で調査してください。

オ 別紙「物件調書」をよく確認してください。

2 入札参加資格要件

次の(1)から(7)までの要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした日から2年を経過していない者

イ 市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した日から2年を経過していない者

ウ 落札者が市との契約を締結すること、又は市の契約者が契約を履行することを妨げた日から2年を経過していない者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による、市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた日から2年を経過していない者

オ 正当な理由がなく、市との契約を履行しなかった日から2年を経過していない者

カ アからオまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 宮津市暴力団排除条例(平成24年条例第20号)に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当しない者であること。

(4) 前号の暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。

(5) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づく破壊的団体及び当該団体の役員及び構成員でないこと。

(6) 地方自治法第238条の3に定められた公有財産に関する事務に従事する者でないこと。

(7) 法人又はその代表者(個人にあっては当該個人)が次に掲げる税を滞納していない者

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市税

3 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者は、次により参加申込みをしてください。

(1) 受付期間 令和6年1月29日(月)から令和6年2月7日(水)までの午前9時から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(2) 受付場所 宮津市企画財政部財政課資産活用係

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書(入札参加証) ※受付印が押印されたもの入札参加証とします。

イ 誓約書

ウ 郵送による申込みの場合は、配達証明で郵送してください(受付期間内に宮津市企画財政部財政課資産活用係要必着)。なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものは、

受付ができません。

4 売払物件の現地案内

令和 5 年 11 月 27 日 (月) から令和 6 年 1 月 26 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時まで行いますので、希望日の前日までに申し込んでください。(ただし、現地案内日と申込日は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の閉庁日を除く。)

5 入札の日時及び場所

(1) 日時 令和 6 年 2 月 14 日 (水) 午前 10 時

※受付を午前 9 時 30 分から午前 9 時 50 分までに行ってください。

(2) 場所 宮津市役所 本館南棟 1 階 第 2 会議室

6 入札保証金

(1) 入札保証金は、市の発行する納入通知書により、入札金の 100 分の 5 以上の額 (円未満切上げ) を入札までに納入してください。

(2) 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後速やかに返還します。

(3) 入札保証金は、契約保証金に充当するものとします。

(4) 落札者が本契約を締結しないとき (落札後、本実施要項「3 入札参加資格要件」中各号に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。) は、地方自治法第 234 条第 4 項の規定により、入札保証金は市に帰属し、返還しません。

(5) 入札保証金には、利子は付与しません。

7 入札日に持参するもの

(1) 入札参加申込書 (入札参加証) ※受付印があるもの

(2) 入札保証金 (入札金額の 100 分の 5 以上の額 (円未満切上げ)) 領収書

(3) 印鑑

個人の場合は認印。法人の場合は代表者印。なお、代理人が入札をする場合は、委任状の「代理人使用印」の欄に押印している印鑑を使用してください。

(4) 委任状 (代理人が入札する場合のみ)

委任状に所定の事項を記入し、入札申込者本人の登録印鑑を押印してください。

入札申込者本人の印鑑登録証明書 (本入札日前 3 か月以内に発行されたもの) を添付してください。

(5) 筆記用具 (黒の万年筆又はボールペン)

8 入札の方法

(1) 入札は指定の日時に入札会場において入札参加受付を完了し、入札参加資格が確認できた者 (以下「入札者」という。) のみによって行います。

(2) 入札の受付は、午前 9 時 30 分から午前 9 時 50 分までとします。

(3) 入札会場に入室できる者は、2 名までとします。

(4) 入札者は、入札前に入札保証金を預けなければなりません。

(5) 入札書は、市指定の入札用紙を使用してください。

(6) 入札書には、入札者の住所、氏名 (代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所、氏名) を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑 (委任状の「代理人使用印」の欄に押印したもの) を必ず押印してください。

(7) 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」記号を記入してください。

(8) 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状を提出しなければなりません。

(9) 入札者は、入札書の提出後は、その入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

入札書の提出前に入札書の記載に誤りを発見し、訂正しようとするときは、入札用紙の再交付を受けてください。

(特に金額については、いかなる訂正であってもその入札書については無効とします。)

(10) 入札書は、封筒に封入して封印し、係員の指示により提出してください。

9 開札

開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとに行います。

10 落札者の決定

(1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、市の定めた予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

(2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができません。

11 入札結果の公表

開札の結果、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を入札者に知らせるものとします。

12 入札の変更等

(1) 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、又は中止することがあります。

(2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。

(3) 入札書の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者の入札、又は委任状を提出していない代理人の入札

イ 指定の時刻に入札書を提出しなかった入札

ウ 所定の入札書によらない入札

エ 入札保証金を預けていない者の入札

オ 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札

カ 予定価格を下回る額の入札

キ 入札者又はその代理人の記名押印がない入札

ク 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札

ケ 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札

コ 入札金額を訂正した入札

サ 入札者又は代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札

シ 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札

ス 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

セ 本入札実施要項に違反した入札

13 契約の締結

(1) 市と落札者との売買契約は、落札の決定の日の翌日から7日以内に、宮津市企画財政部財政課資産活用係において、別紙「土地建物売買契約書」により契約を締結します。

(2) 売買代金の支払日については、前号の契約締結後、市が発行する納付書の納入通知日から14日以内とします。

(3) 落札者は、契約保証金を本契約の締結日までに市に納付しなければなりません。なお、この場合において、入札保証金は契約保証金の一部に、契約保証金は売買代金の一部に充当するものとします。

14 契約保証金

(1) 契約保証金の額は、売買代金の100分の10に相当する額（円未満切上げ）とします。

(2) 契約保証金は、売買代金の一部に充当するものとします。

(3) 落札者の契約不履行を理由に市が契約を解除した場合は、契約保証金は市に帰属し、返還しないものとします。

(4) 契約保証金には、利子は付与しません。

15 所有権の移転時期

(1) 売払物件の所有権移転は、売買代金の支払が完了したときとし、登記原因日は、契約締結日とします。

(2) 売払物件は、売買代金の支払が完了したとき、何らの手続を要しないで現状有姿のまま引き渡すものとします。

(3) 前号の所有権移転登記に要する費用は、落札者の負担とします。

16 損害賠償

落札者の契約不履行を理由に市が契約を解除した場合において、これにより発生した損害額が契約保証金の額を超えるときは、契約保証金の帰属にかかわらず、市は更にその超える額相当分の請求をすることがあります。

17 危険負担

この契約締結の日から売払物件の引渡しの日までにおいて、市の責めに帰すことのできない事由により、売払物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者が負担するものとします。

18 契約不適合責任

(1) この契約の締結後に、売払物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

(2) 買受者が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者に該当する場合には、前号の規定にかかわらず、買受人は修補によってのみ履行の追完を請求することができるものとします。

19 契約上の特約

(1) 落札者は、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売払物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売払物件を第三者に貸してはいけません。

(2) 落札者は、第三者に売払物件の所有権を移転し、又は権利(抵当権を除く。)を設定する場合には、前号の義務を書面により承継させ、当該第三者に対して当該義務を履行させなければなりません。

20 違約金

落札者は、本実施要項に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30の額を市に支払わなければなりません。

21 権利義務譲渡の禁止

落札者は、売払物件の所有権移転登記前に、売払物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができません。

22 公租公課等

売払物件の売買契約作成に要する印紙税、売払物件の所有権移転に係る不動産登記に要する登録免許税及び所有権移転登記完了後の公租公課等は、落札者の負担とします。

23 遵守事項

入札者は、本実施要項のほか、入札方法等の指示事項及び売払物件の活用に当たっては、法令等

の規制を必ず遵守しなければなりません。

24 その他

その他入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び宮津市財務規則に定めるところによります。

25 日程

募集要項の配布	令和 5 年 11 月 22 日（火）～ 令和 6 年 2 月 7 日（水）
現地見学	令和 5 年 11 月 27 日（月）～ 令和 6 年 1 月 26 日（金）
申込書類の受付期間	令和 6 年 1 月 29 日（月）～ 令和 6 年 2 月 7 日（水）
入札実施	令和 6 年 2 月 14 日（水）
契約保証金の納付 土地売買契約の仮締結	令和 6 年 2 月下旬
議決、本契約	令和 6 年 3 月下旬
土地売買代金納入	令和 6 年 3 月下旬
土地所有権移転等登記	令和 6 年 3 月下旬

26 入札に関する問合せ先・郵送先

〒626-8501 宮津市字柳縄手345-1
宮津市企画財政部財政課資産活用係
電話 0772-45-1611

* * *

宮津市公告第58号

令和 5 年度宮津市職員採用試験【後期試験】第 2 次試験に合格した者の受験番号及び第 3 次試験の実施要領は、次のとおりである。

令和 5 年 11 月 29 日

宮津市長 城 崎 雅 文

第 2 次試験に合格した者の受験番号

F 1 1 0 1 F 1 1 0 2
G 2 1 0 1
I 4 0 0 1
J 5 1 0 1

第 3 次試験の実施要領

1 個別面接

- (1) 期日 令和 5 年 12 月 17 日（日）
- (2) 場所 宮津市字柳縄手345番地の1
宮津市役所

水道企業

《上下水道告示》

宮津市上下水道告示第 9 号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第 2 号）第10条の規定により告示する。

令和 5 年 11 月 8 日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮水道指定第 S23151号

- (1) 名 称 平林設備
- (2) 所 在 地 与謝野町字下山田1918番地 1
- (3) 代 表 者 平林 賢一
- (4) 指定年月日 令和 5 年11月 8 日
- (5) 指定の有効期限 令和10年11月 7 日

* * *

宮津市上下水道告示第10号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程（令和 2 年水管規程第 3 号）第16条の規定により告示する。

令和 5 年11月 8 日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮下水道指定第147号

- (1) 名 称 平林設備
- (2) 所 在 地 与謝野町字下山田1918番地 1
- (3) 代 表 者 平林 賢一
- (4) 指 定 期 間 令和 5 年11月 8 日から令和 9 年12月31日まで

* * *

宮津市上下水道告示第11号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程（令和 2 年水管規程第 3 号）第16条の規定により告示する。

令和 5 年11月 8 日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮下水道指定第135号

- (1) 名 称 浦川設備工業株式会社
- (2) 所 在 地 (変更前) 舞鶴市字万願寺382番地 7
- (変更後) 舞鶴市字万願寺123番地

教 育 委 員 会

《 告 示 》

宮津市教育委員会告示第16号

令和 5 年第13回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和 5 年11月20日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和 5 年11月30日（木）午前 9 時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4 階応接会議室）

選 挙 管 理 委 員 会

《 告 示 》

宮津市選挙管理委員会告示第28号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和5年12月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲 垣 成 光

2 8 8 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第29号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年12月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲 垣 成 光

4, 7 9 7 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第30号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和5年12月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲 垣 成 光

2, 3 9 9 人

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第13号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和5年11月7日

宮津市農業委員会
会長 関 野 掲 司

1 日 時 令和5年11月14日（火）午前9時30分

2 場 所 宮津市中央公民館 大会議室

3 議 題

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

議案第40号 非農地証明交付申請の承認について

議案第41号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

議案第42号 令和5年度農地等の利用の最適化に関する施策についての意見書について